



環 廃 第 337 号
令和 5 年 7 月 31 日

静岡県電気工事工業組合 理事長 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

低濃度 PCB 含有電気機器所有状況調査への御協力について（依頼）

日頃から本県の PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

県ではこの度、低濃度 PCB 含有電気機器の所有状況を把握するため、下記のとおり調査を実施します。

つきましては、電気機器の所有者から PCB に関する問合せや電気機器類の確認作業を依頼されることありますので、貴会員への周知、顧客等への説明などに何卒御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 調査対象

- 県が過去（平成28年～令和2年）に実施した調査にて把握した、県内（※）に低濃度 PCB 含有電気機器、又は絶縁油中の PCB 濃度が不明である電気機器を所有する事業場（約3,400箇所）
※静岡市内、浜松市内の事業場は対象外

2 調査内容

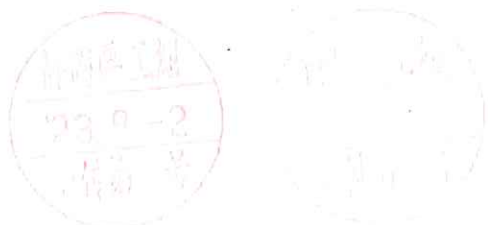
- PCB 含有電気機器の所有の有無、濃度分析の実施状況等を別添調査票等により調査します。詳細は県ホームページを御覧ください。
「静岡県低濃度 PCB 電気機器の所有に関する調査」
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049466/r5teinohdochosa.html>

3 実施方法

- 県から調査対象者に調査票を送付し、回答を取りまとめる。
（委託業者：株式会社東京商工リサーチ静岡支店（静岡県静岡市））

4 実施期間（予定）

- 令和5年8月4日（金）～令和5年8月31日（木）（回答期限）
その後回答内の不明な事項に関する確認や未回答者への回答依頼を行います。



担 当：産業廃棄物班
電話番号：054-221-2424
E-mail：hai@pref.shizuoka.lg.jp

令和5年8月4日

(郵便番号)
(住所)

(送付先お名前)

管理番号 : (6桁の番号)
設置場所名 : (設置場所名)
設置場所住所 : (設置場所住所)

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課

ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含む電気機器の所有状況調査への回答のお願い

日頃より、本県の廃棄物行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

県では、人体に有害なポリ塩化ビフェニル (PCB※) を含む電気機器の法律に定められた期限までの確実な処理を皆様をお願いしているところです。

このたび、過去 (平成28年 (2016年) ~令和2年 (2020年)) に本県が行ったPCB含有電気機器調査において、低濃度PCBが含まれている、または含まれている可能性がある電気機器を所有しているとご回答いただいた事業場を対象に、現在の状況を伺うアンケート調査を実施します。

あなた様の名称又は所在地等についても、過去に上記の回答をいただいた履歴を確認しましたので、大変お手数をおかけいたしますが、令和5年8月31日 (木) までに同封の調査票にて、ご回答いただきますようお願いいたします。

PCBを含む電気機器を廃棄する際は、令和9年 (2027年) 3月31日までに処分しなければならず、この調査は、該当する機器の所有の有無を把握するために重要な調査ですので、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。


なお、ご回答は県のPCB廃棄物の適正処理を推進する業務のためにのみ活用し、個別のご回答を外部に公表することはありません。

本調査は、「株式会社東京商工リサーチ 静岡支店」への業務委託により実施しています。

※PCB (ポリ塩化ビフェニル) は、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体など様々な用途に利用されていましたが、昭和40年代に、慢性的な摂取による体への影響が報告され、現在は新たな製造が禁止されています。

(裏面に回答についてのご案内がありますのでお読みください)

【回答についてのご案内】

- 所有している機器が低濃度PCB含有電気機器に該当するかどうかは、同封の参考資料に沿ってご確認ください。不明な点等は、本紙下部の問合せ先にご連絡ください。
 - ご返送いただいた調査票に関し、内容に不備がある、確認が必要である、回答がいただけない場合や、ご返送が確認できない場合など、電話にて委託機関により問い合わせを行うことがあります。
 - 静岡県のホームページ内の「静岡県低濃度PCB電気機器の所有に関する調査」に調査票の電子データ、記入例、よくある質問を掲載しています。
県HPのURL
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049466/r5teinohdochosa.html>
- 
- 過去の調査のデータを元に調査票をお送りしているため、以下の方にも本調査票をお送りしている場合がありますが、ご回答をお願いいたします。
 - ◇所有されているPCB含有電気機器について、既に県または産業保安監督部に法定の届出を提出いただいている方
 - ◇県または県健康福祉センター（保健所）に、PCB含有電気機器の処分について、ご相談、ご連絡いただいたことがある方
 - 下記の事業場におかれましては、以下にご留意ください。
 - ◇賃貸借契約により建物を借り受けている事業場（テナント等）
⇒建物の所有者にご確認いただき、回答してください。
 - ◇廃業済みの事業場
⇒既に廃業されている場合も、事業場内にPCB含有電気機器が残置されている場合がありますので、ご確認いただき、回答してください。

【調査に関する問合せ先（調査票の記入方法、PCB含有有無の確認方法等について）】

株式会社東京商工リサーチ内 静岡県PCB調査事務局ヘルプデスク

0120-383-686

設置期間：令和5年8月7日（月）～令和5年11月10日（金）

平日9時～17時

【調査受託機関及び回答送付先】

株式会社東京商工リサーチ 静岡支店

〒420-0816 静岡県静岡市葵区沓谷 5-8-2

電子メール：shizuoka.br@tsr-net.co.jp FAX 番号：054-263-8216

【調査委託機関に関する問合せ及びヘルプデスク設置期間終了後の問合せ先】

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 PCB 担当

電話番号：054-221-2424（平日9時～17時） FAX 番号：054-221-3553

<参考>

PCBの危険性や処理の方法について、環境省が相談窓口を設けています。（委託）

PCBに関する疑問がございましたらご活用ください。

※本調査に関する窓口ではないためご注意ください。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（東京都内）

電話番号：0120-985-007 受付時間：平日10:00～17:00（土日祝日は除く）

電子メール：pcb-info@sanpainet.or.jp

PCBを含む電気機器の所有状況調査に関する調査票

太枠内に回答を記入してください。

2023年8月31日(木)までに必ず、以下のいずれかの方法で返送してください。

◆郵送

同封の返信用封筒にて送付してください。

◆FAX

054-263-8216

静岡県PCB調査事務局宛に送信してください。

◆メール

shizuoka.br@tsr-net.co.jp宛てに、

以下のうちいずれかをお送りください。

- ・回答を記入した調査票を撮影した画像
- ・本調査票に入力したデータ

(調査票の様式は県ホームページでダウンロードできます)

静岡県 PCB所有状況調査

検索



① 回答していただく事業場についてご記入ください。

管理番号 (同封のお便り左上の青字の番号を書き写してください)					
設置場所名 (同封のお便り左上の青字の設置場所名を書き写してください)					
設置場所住所 (同封のお便り左上の青字の住所を書き写してください) ※お便りの設置場所名が空欄の場合は、お手数ですが「設置場所住所」から事業場名をお調べいただき、記入してください。					
事業者名(法人名、屋号等)					
電話番号					
メールアドレス					
記入者氏名					

② ①の「設置場所」に、以下の電気機器はありますか？ (PCBの有無に関わらずご回答ください)

- ・変圧器、コンデンサーを含む受電設備
- ・計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器(サージアブソーバー)
- ・その他低圧コンデンサーを内蔵する電気機器

ある



ない



質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。

同封の「参考資料」に従って電気機器をお調べいただき、裏面の質問にお答えください。

～これより先は同封の参考資料を見ながらお答えください～

③

②で「ある」とした電気機器のうち、高濃度PCBを含む可能性がある変圧器・コンデンサー等がありますか？

↓「ある」「ない」「わからない」のいずれかに○をつけ、右の欄にご回答ください

ある	使用状況（ひとつ選んで□に✓をつけてください） <input type="checkbox"/> 使用中（通電している）のものがある <input type="checkbox"/> すべて電路から外れている（保管中）
ない	理由（ひとつ選んで□に✓をつけてください） <input type="checkbox"/> 変圧器・コンデンサー等がない（過去にあったが処分済の場合も含む） <input type="checkbox"/> 1972年以前製造の機器がない <input type="checkbox"/> 1972年以前製造だが、高濃度PCBが含まれていないことをメーカー等に確認済 <input type="checkbox"/> その他（記入してください） []
わからない	理由（ひとつ選んで□に✓をつけてください） <input type="checkbox"/> 変圧器・コンデンサー等の製造年が確認できない <input type="checkbox"/> 変圧器・コンデンサー等の製造年はわかるが、PCBが含まれる機器かわからない <input type="checkbox"/> その他（記入してください） []

④

②で「ある」とした電気機器のうち、低濃度PCBを含む可能性がある変圧器、コンデンサー等（その他低圧コンデンサーを内蔵する電気機器を含む）はありますか？

↓「ある」「ない」「わからない」のいずれかに○をつけ、右の欄にご回答ください。

※低濃度PCBを含む可能性があるが、濃度分析をしていない場合も「ある」を選んでください。

ある	使用状況（ひとつ選んで□に✓をつけてください） <input type="checkbox"/> 使用中（通電している）のものがある <input type="checkbox"/> すべて電路から外れている（保管中）
ない	理由（ひとつ選んで□に✓をつけてください） <input type="checkbox"/> 1993年以前製造の機器がない（過去にあったが処分済みの場合も含む） <input type="checkbox"/> 1993年以前製造だが、PCBが含まれていないことをメーカー等に確認済 <input type="checkbox"/> 1993年以前製造だが、PCBが含まれていないことを濃度分析によって確認済 <input type="checkbox"/> その他（記入してください） []
わからない	理由（ひとつ選んで□に✓をつけてください） <input type="checkbox"/> 機器の製造年が確認できない <input type="checkbox"/> 機器の製造年はわかるが、PCBが含まれている可能性がある機器かわからない <input type="checkbox"/> その他（記入してください） []

⑤

③、④で「ある」「わからない」と回答した電気機器について、確認できる範囲で記載してください。3つ以上ある場合は別の紙に記載、同封してください。

機器の種類	型番	製造年	製造者（メーカー）	PCB濃度 (高 or 低)	現在の通電 (有 or 無)

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

〈参考資料〉

変圧器・コンデンサー等のPCB使用・不使用の判別方法

〈注意事項〉

- 使用中の高圧受電設備は、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
- 使用中の高圧受電設備については、お手元にある書類により確認できる範囲で調査してください。
- 調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者等に必ずご相談ください。
- 低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等の機器は、自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に相談してください。

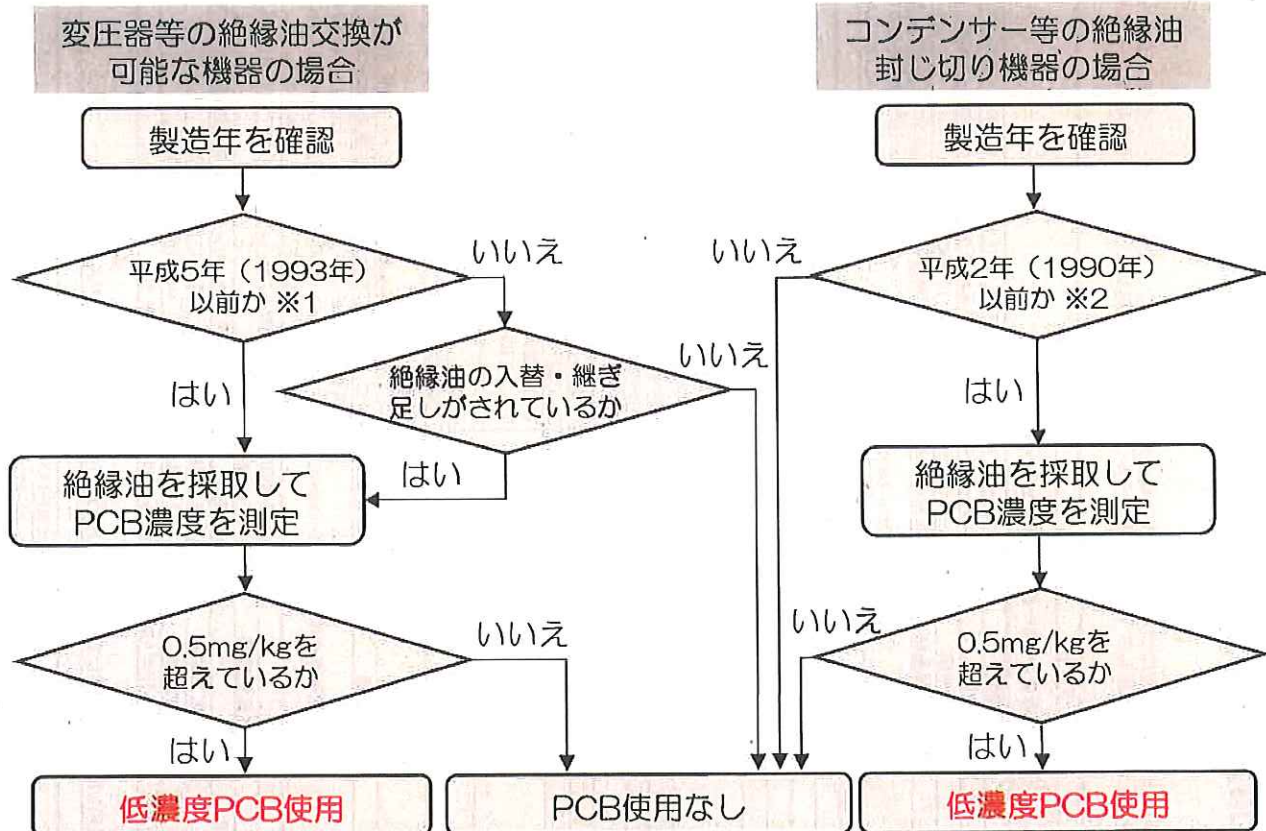
〈高濃度PCB含有状況の判別方法〉

- ・機器に取り付けられた「銘板」に記載された情報から判別ができます。
 - 製造年が確認できる場合は、下表により判断してください。
 - メーカー名、型式等が確認できる場合には、裏面の「高濃度PCB変圧器・コンデンサー判別リスト」で判断してください。もしくは、メーカーへ直接問い合わせて確認してください。



※この製造年別の判別は外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

〈低濃度PCB含有状況の判別方法〉



※1 富士電機(株)製の平成6年(1994年)以前に生産された機器は、濃度測定が必要です。

※2 ニチコン製の平成16年(2004年)3月以前に生産されたコンデンサーは、濃度測定が必要です。

